

自治会館防火管理規定

〈名 称〉 高舟台自治会館
〈所在地〉 横浜市金沢区高舟台一丁目3 1 - 2 2

第 1 条 総 則

この規定は、自治会館（以下会館という）の防火管理について定める。

第 2 条 目 的

この規定は、会館における火災、地震等による災害の予防と災害発生時の人命の安全、及び被害の軽減を図ることを目的とする。

第 3 条 適用範囲

この規定は、会館を使用し、又は出入りするすべての者に適用する。

第 4 条 防火管理権限者

会館の防火管理についての最高責任者を防火管理権限者（以下管理権限者という）とし、会長がその任に当たる。

第 5 条 防火管理者の選任

管理権限者は、第2条の目的を達成するため、防火管理について有資格者を防火管理者として任命し、災害の予防被害軽減等に係る計画立案及び実施に当たらせるものとする。

第 6 条 防火管理者の権限

防火管理者は、会館の防災計画の作成及び実行に関するすべてに権限をもって業務を行う。

第 7 条 消防機関への届出

管理権限者又は防火管理者は、次の各項の業務について、消防署に届出、報告及び連絡を行う。

- ① 防火管理者選任（解任）届出
- ② 消防計画作成（変更）届出
- ③ 消防用設備等点検結果報告書
- ④ 火気使用設備設置届出
- ⑤ 工事中の消防計画
- ⑥ その他

第 8 条 防火管理資料の保管

防火管理者は、第7条で報告又は届け出た書類等の写し、その他防火管理業務に必要な書類を一括して編纂し、保管する。

第 9 条 火災予防上の自主点検

- ① 防火管理者（又は防火管理者が指名するもの）は、次表の区分により自主点検を実施する。

点検対象	点検項目	実施頻度
携 帯 拡 声 器	機 能 ・ 電 池	1 カ 月 2 回 以 上
避 難 路 ・ 階 段	障 害 物 ・ 物 品 等	使 用 前 後
消 防 用 設 備	消 火 器 位 置 ・ 破 損 ・ 汚 れ	使 用 日 1 回 以 上
火 気 使 用 設 備	給 湯 器 ・ 湯 沸 器 ・ ガ ス コ ン ロ	使 用 終 了 後
施 錠	窓 ・ 玄 関 ・ 門 扉 等	使 用 終 了 後

- ② 防火管理者は、1 カ月に 1 回以上自主点検記録票を作成し①に基づく自主点検を実施しその結果を記録保存する。

第 10 条 消防用設備等の法定点検

- ① 消防用設備等の法定点検は、次表に示す点検業者に委託して点検実施計画に基づき実施する。

委託点検業者	点検対象の 消防設備等	点検実施月・項目		
		外観点検・機能点検		総合点検
	消 火 器	4 月	1 0 月	4 月
	火災報知器	4 月	1 0 月	4 月
	感知器各種	4 月	1 0 月	4 月
	誘 導 灯	4 月	1 0 月	4 月

- ② 防火管理者は、①による消防用設備等の点検を実施するときはこれに立ち会う。

第 11 条 点検結果の報告及び不備欠陥等の改修

- ① 自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を防火管理者に報告する。
 ② 防火管理者は、点検結果を管理権限者に報告するとともに不備欠陥等については改善計画を作成し改善する。

第 12 条 会館使用者の守るべき事項

会館使用者は、火災予防及び災害時の被害軽減のため、下記事項を各人の責任において実施するものとする。

- ① 避難口・階段・避難通路等には、避難障害となる物品を置かない。
 ② 喫煙は指定された場所で行い、吸殻等の処理を確実に行う。
 ③ 火気使用設備、器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。又、使用後の消火、安全の確認を行う。

第 13 条 工事中の防火管理

- ① 防火管理者は、模様替え等の工事を行うときは、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な支持を与える。
 ② 防火管理者は、工事に立ち会う。
 ③ 防火管理者は、工事人に対して次の事項を遵守させる。
 1) 溶接や溶断を行う場合、事前に消火器等準備させる。
 2) 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用はさせない。
 3) 工事場所ごとに火気の使用責任者を定める。
 4) 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けさせる。
 5) 失火や放火を防止するため、資機材等整理整頓させる。
 6) その他、防火管理者が指示する事項。
 ④ 火気使用責任者、又は防火管理者は、火災危険を伴うと判断した場合は、工事を中止させる。

第 14 条 放火防止対策

会館使用者は、放火防止のため次の各号に留意するものとする。

- ① 建物の外周部及び敷地内には可燃物を放置しない。
 ② 物置及び倉庫等の施錠を励行する。
 ③ 終業時には、火気及び施錠の確認を行う。
 ④ 挙動不審者を見かけたら、管理者又は警察に通報する。

第 15 条 地震対策

防火管理者は、地震災害の防止、軽減を図るため次の事項を実施、又は会館使用者に周知する。

- ① 工作物の落下防止及び避難通路に物品が転落落下し、避難に支障を生ずるおそれがないか、日ごろから確認し、改善する。
- ② 地震時、防火管理者又は会館使用責任者は、身の安全を守ることを最優先に、すべての火気使用設備、器具の使用を停止する。
- ③ 震災時避難場所（高舟台小学校）まで非難を行う場合は、身の安全を図りながら、全員徒歩で非難する。
- ④ 避難する際は、会館の分電盤、ガスの元栓等を遮断する。

第 16 条 警戒宣言発令時の対応

- ① 防火管理者、会館使用責任者は、警戒宣言が発せられた旨を知り得たときは、会館使用者及び管理権限者に連絡する。
- ② 防火管理者は、火気の使用停止、施設及び設備の点検を実施し、被害の発生防止処置等を実施する。

第 17 条 防火教育

- ① 防火管理者は、会館を使用する個人、又はグループの責任者に対して、計画的に防災教育を実施する。
- ② 防災教育の内容は、おおむね次の各号に掲げるものとする。
 - 1) 消防計画について。
 - 2) 会館使用者が守るべき事項について。
 - 3) 火災、地震発生時の対応について。
 - 4) その他火災予防上必要な事項について。

第 18 条 その他

防火管理上支障を及ぼす行為が発生、又は遵守すべきことを守らなかった場合は、管理権限者、又は、防火管理者は、会館使用責任者に、ただちにその改善を命じ、改善しないときは、会館内に立ち入りを阻むことがある。

付 則

1. 平成 9 年 12 月 1 日より実施する。
2. 平成 11 年 4 月 18 日 一部改正